

宿泊療養・自宅療養中の医療費等の取扱いについて

- 4月2日付け事務連絡等において、都道府県等に対して、軽症者等の宿泊療養・自宅療養(以下「宿泊療養等」)中の取扱いとして、患者のフォローアップや必要な医療提供体制の確保について、お示したところ。
- 宿泊療養等の期間中は、毎日、宿泊施設に配置された看護師等や保健所(又は委託を受けた者)が健康観察を行うが、症状によっては、医療機関の受診が必要となる場合がある。この際、往診等によって、宿泊施設や自宅で診療を受けることも想定されるため、当該診療に要する費用の自己負担分について、公費で補助することとする。
- また、宿泊療養等の終了時に行うPCR検査費用(感染症法第15条に基づく行政検査)についても、入院患者が退院時に行う検査と同様に、自己負担分を公費で手当てすることとする(※)。

※確定診断時と同様に感染症予防事業費等負担金の対象とした上で、負担金対象外の部分(初再診料など)を交付金で手当て。

| | |
|--------|---|
| 医療等の範囲 | ①往診等 ・ 宿泊療養・自宅療養中に要した新型コロナウイルス感染症に係る医療等 ※新型コロナウイルスに関連のない医療は対象外 ※往診・訪問診療、外来診療(電話等情報通信機器による診療を含む。)、訪問看護、調剤が対象。 ②宿泊療養等の終了時のPCR検査 |
| 予算 | ①緊急包括支援交付金(令和2年度補正予算) ②感染症予防事業費等負担金+緊急包括支援交付金 |
| 補助率 | 国1/2、都道府県(※)1/2 ※上記負担金は保健所設置市・特別区を含む。 |

(※1) 宿泊療養等では、事前に症状変化時の連絡体制・医療体制等を整備することとしており、原則として、軽症者等から連絡を受けた宿泊施設や保健所等の窓口が、往診等を調整(図②)。

なお、自宅療養者について、地域の実情に応じて、軽症者等自らが医療機関等に依頼可とする場合も、保健所等に事前相談。

(※2) 往診等は、宿泊施設に配置される医師やあらかじめ定める受入可能な医療機関等による対応を想定。

(※3) 入院を要する場合は、救急搬送・入院勧告で対応。

